

独占禁止法基本問題懇談会（第6回）議事概要

平成17年12月16日

1 日時 平成17年12月15日（木）9：30～12：30

2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室

3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	石井 卓爾	三和電気工業株式会社代表取締役社長
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	角田 真理子	明治学院大学法学部助教授
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社パナソニックシステム ソリューションズ社法務グループマネージャー
	山本 孝宏	弁護士

（その他） 公正取引委員会 伊東 経済取引局長、岩成 経済取引局企画室長

（事務局） 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西室長、田和次長、
寺川参事官等

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 公正取引委員会からのヒアリング
- (3) 自由討議
- (4) 閉会

5 公正取引委員会からのヒアリング

公正取引委員会から、独禁法違反被疑事件の処理状況、私人による訴訟の提起の状況、入札談合等関与行為防止法の概要と運用状況、先の通常国会で成立し来年1月から施行される改正独禁法の概要、不公正な取引方法に対する措置の在り方、審査・審判手続等について、説明があった(資料1参照)。これに対する質疑応答が行われ、一部の質問については、後日補充することとされた。

6 自由討議

事務局より、委員等からこれまでに出された意見(資料2参照)を紹介した後、自由討議を行った。出された意見の概要は以下の通り。

(1) 総論

- ・ 実効性のある制裁制度を設けること及び適正な手続が保障されることが重要である。
- ・ 消費者政策の視点も重要である。独占禁止法違反の場合、消費者に解約権を認めることも考えられるのではないか。
- ・ 国際比較に当たっては、それぞれの国において法制度の発達過程に相違があることも踏まえる必要がある。

(2) 刑事罰について

- ・ 独占禁止法上の措置の対象が事業者なのか、個人なのかという視点から刑事罰の在り方を検討すべきである。
- ・ 法人処罰は課徴金に一本化するべきとの意見があるが、刑事罰を個人のみ科すということになれば、「とかげのしっぽ切り」となりかねない。法人に対する罰金は維持すべきである。

(3) 課徴金と裁量性について

- ・ 「行政制裁金」は多数の国で採用されており、我が国でも上限を定めた裁量性のある「行政制裁金制度」を法制上導入できないということはないのではないか。
- ・ 金銭的不利益処分に裁量性を導入する可能性自体は否定しないが、欧州のような広範な裁量性のある制度は、処理の迅速性、執行当局の体制が充分かという観点からは問題があるのではないか。機械保険の保険料カルテルについての最高裁判決は参考にすべきである。

(4) 企業によるコンプライアンス（法令遵守）

- ・ 課徴金制度については、企業のコンプライアンスへの取組を考慮できるよう見直すべきではないか。
- ・ 課徴金の算定の際にコンプライアンスへの取組を考慮するのは適当ではないのではないか。
- ・ 排除措置命令によって違反企業のコンプライアンスへの取組を促すことも必要ではないか。

(5) 私人による訴訟

- ・ 差止請求訴訟については、不公正な取引方法だけでなく、私的独占、不当な取引制限も対象とすべきである。また、団体訴権を導入するとともに、文書提出命令を特許法や不正競争防止法と同様のものとすべきである。

(6) 審査及び審判について

- ・ 審査手続に関しては、その制裁の賦課における適正手続は、先進諸国における水準を確保すべきであり、立法上・運用上の改善をどう実現すべきかという視点が必要である。
- ・ 審判制度については、審判官の専門性・独立性の観点からの検討が必要である。
- ・ 行政審判一般について審判官は法曹資格者であることが望ましいという論点があるところ、公正取引委員会の職員が審判官になる余地が残るとしても、現在のように通常の人事ローテーションの中で審判官となるという

運用は再考すべきではないか。

- ・ 単に法曹資格者というだけでなく、独占禁止法や経済についての専門知識も必要である。

(7) その他

- ・ 入札談合事件では発注者による損害賠償請求が行われる可能性があるが、価格カルテルについて消費者が訴訟を起こすことは考えにくい。徴収した課徴金を消費者に還元するような制度を検討してはどうか。
- ・ 公共調達の問題も主要な検討課題として取り上げるべきではないか。
- ・ 独占禁止法違反行為を行った個人は、会社の取締役になれないというような制度を検討してはどうか。

7 今後の予定

次回第7回会合は、平成18年1月20日に開催する予定。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)